

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 宮城県 (都道府県: 宮城県)

|   |  |                        |           |               |
|---|--|------------------------|-----------|---------------|
| 事業メニュー                                  | 重点課題事業   |                        |           |               |
| 区分                                      | 子育てに温かい職場環境をつくるための取組   |                        |           |               |
| 関連事業メニュー                                | 1.6.1 男性の育休取得と家事・育児参画促進の取組   |                        |           |               |
| 個別事業名                                   | 男性家事育児参画啓発事業   | 新規/継続<br>(一般財源での実施も含む) | 継続        |               |
| 実施期間                                    | 交付決定日  | ～                      | 令和5年3月31日 | 事業開始年度 令和元 年度 |
| 対象経費支出予定額<br>※(注)1                      | 1,155,000  |                        |           | 円             |
| 自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2 | <p>本県においては、「新・宮城の将来ビジョン」の政策推進の基本方向の一つである「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」に向けて、結婚・出産・子育てを応援する環境を整備することとしており、実現に向けた方向性として、職場をはじめ社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、安心して子育てができる環境を整備することとしている。</p> <p>本個別事業は、男性の育児休業取得に対する意識改革や休業を取得しやすい職場環境づくりなどを進めるとともに、職場環境を含む社会全体のバックアップにより、誰もが働きながら安心して子育てすることを可能とすることを目指すものである。</p>   |                        |           |               |
| 個別事業の内容                                 | <p>(個別事業の内容) ※(注)3</p> <p>&lt;個別事業における現状と課題&gt;</p> <p>本県では、令和元年度より男性の家事育児参画の意識を啓発するため、企業向け・当事者向けのワークライフバランスセミナーを開催してきたところである。令和3年度には企業向けセミナーと子育て当事者向けセミナーを開催したが、参加者の男女比率として、特に子育て当事者向けセミナーの男性参加率がまだまだ少なかった。</p> <p>また、全4回のセミナーに対して参加者は計117名であり、KPIは達成したものの、過年度のセミナーの出席者・団体の内訳をみると、いわゆるイクボスに関心のある個人や団体が多く、毎年、参加者のうち一定の割合で過年度と同じ企業からのご参加が続いており、参加者の範囲が広がっていないことが課題であった。2022年の育児介護休業法の改正が施行される令和4年度にあっては、より多くの方に、男性家事育児参画を啓発する手法を検討する必要があると考える。</p> <p>&lt;課題への対応&gt;</p> <p>このような状況から、関心が高いとはいえない個人や企業に対しても、より広範囲に、かつわかりやすい内容で意識啓発を図る必要があるため、関心の低い個人や企業では足を運びにくいセミナーの開催ではなく、比較的気軽に視聴いただける啓発動画の配信に取組内容を改める。既存の会議等の中で「男性家事育児参画」を議題として設定し、県が作成した動画を視聴→意見交換や各企業の取組事例を発表するなどを行うことで、出席者同士が相互に刺激を与えたり、男性家事育児参画に関する新たな取組を始めるヒントやきっかけづくりにつなげていく。</p> <p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>・企業向けの男性家事育児参画啓発<br/>                 企業向け動画については、改正・育児介護休業法の解説や実践例、上司の部下に対するNG例などを内容とし、中小企業会議やイクボス講座で議題として設定の上動画を視聴する。視聴後は、意見交換及び取組事例を発表するなどし、出席者同士が相互に刺激を与えたり、新たな取組を始めるヒントやきっかけづくりを実施する。このほかにも、地域経済団体と連携し、例えば一定の期間連続して昼休み時間に社内で動画を流してもらうなど、社員の意識改革に向けた取組を実施する。また、会議や講座に参加されなかった企業に対しても県や市町村のHPに掲載したり、部局を超えた事業者へのメールやSNS等による周知拡散を実施することで、中小企業だけでなく、農林水産事業者やNPOなどへも周知拡散し、より広範囲な啓発に努めていく。<br/>                 中小企業会議やイクボス講座の参加予定人数(募集定員数)・・・200人(結婚新生活支援事業(都道府県連携コース)実施4市町の地域経済団体・中小企業会議等出席者×50人)</p> <p>・男性・父親向けの男性家事育児参画啓発<br/>                 男性・父親向け動画については、夫婦の家事育児分担における考え方や実践例、育休中の過ごし方などを内容とし、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」や市町村などが実施する婚活セミナー、父親・保護者向け講座等において「男性家事育児参画」をテーマとした講義の時間を設け、動画を視聴し、その後登壇者からの講義を実施する。また、参加者同士でも工夫していることや家事育児のコツなどを発表しあうことで、相互に刺激し、家事育児に対する意識の改革につなげていく。当事者に対しては「とるだけ育休」となることを防ぐため、育休中の過ごし方について、具体例を示す等取り組んでいく。また、市町村が実施する結婚新生活支援事業の申請者に対しても動画の視聴をはたらきかけ、よりよい新婚生活となるよう当事者を後押しする。<br/>                 これら以外にも、県HPや「みやぎ子育て支援パスポートサイト」などで、広く動画の視聴及び視聴後のアンケート回答を働きかけることで、より広範囲な啓発とアンケートの徴集に努めていく。<br/>                 婚活セミナーや父親・保護者向け講座の参加予定人数(募集定員数)・・・350人(県婚活セミナー参加者150人、結婚新生活支援事業(都道府県連携コース)実施4市町の婚活セミナー及び父親向け講座参加者×50人)</p> <p>・アンケートの実施<br/>                 いずれの動画も視聴者アンケートに答えていただき、理解度や意識の変化について分析する。その結果をアンケート回答者へフィードバックすることで、企業の風土づくりや理解の促進に寄与するとともに、当事者の意識啓発につなげる。アンケート結果は県及び県内市町村で共有し、アンケートで明らかになった課題については今後の男性家事育児参画に関する事業において重点的に取組んでいく。</p> |                        |           |               |

【次年度以降に向けた事業の方向性】  
 ・市町村との連携した取組における反省点・改善点を市町村と共有し、取組方法を検討する。  
 ・視聴者からのご意見をもとに、今後強化すべき啓発内容等を分析し、事業内容を取り入れていく。

【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】  
 奈良県パパ産休プロジェクト動画、「かながわイクボス宣言」PR動画

【事業実施にあたっての留意点】  
 令和3年度地域少子化対策重点推進事業(令和3年度補正予算)実施要領(案)第6「事業実施にあたっての留意点」に留意する。特定の価値観の押し付けとならないよう特に配慮する。

|   | KPI項目   | 単位 | 目標値         | 現状値        |
|---|---|----|-------------|------------|
| 少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4        | 合計特殊出生率   | %  | 1.4         | 1.21(令和2年) |
|   |   |    |             |            |
|   |   |    |             |            |
|   |   |    |             |            |
| 参考指標 ※(注)5                                  | 項目  | 単位 | 直近の実績       |            |
|   | 合計特殊出生率   | %  | 1.21(令和2年)  |            |
|   | 婚姻件数  | 件  | 8,921(令和2年) |            |
|   | 婚姻率   | %  | 3.9(令和2年)   |            |
| 個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6           | KPI項目   | 単位 | 目標値         | 現状値        |
|   | 対企業の取り組みの参加企業数(募集定員数)                                       | 団体 | 200         | 78         |
|   | 対当事者の取組の参加人数(募集定員数)   | 人  | 350         | 39         |
|   | 募集定員数に対する参加者数の割合  | %  | 80          | 30         |
|   | 参加企業において、新たに取り組む項目があると答えた企業の割合                              | %  | 80          | -          |
|   | 視聴後に新たに家事・育児で取り組む項目があると答えた参加者の割合                            | %  | 80          | -          |
|   |   |    |             |            |
| 他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7              | 各市町村と連携し、他の事業や会議等において企業及び父親向けに動画視聴及びアンケート回答を働きかける。          |    |             |            |
| 民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8             | NPO法人等にも当動画を紹介し、事業に活かしてもらうとともに、視聴及びアンケート回答の働きかけについて御協力いただく。 |    |             |            |
| 委託契約の有無<br>※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載 | 有   |    |             |            |
| 上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無              | 無   |    |             |            |

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。